第8 税 制

1.	市税税率の変遷	100
2.	住民税の所得控除等一覧	114
3.	過去5ヵ年における主な税制改正等による増減収額	128

1. 市税税率の変遷

1.	巾柷	税率の変	遷				
税	人 I	年度	34~35	36	37	38	39
市	個	均等割(円)	600	同左	同左	同左	同左
民	人	所 得 割	<u>20</u> 100	同左	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率
税	法	均等割(円)	2,400	同左	同左	同左	同左
	人	法人税割	9.7	同左	同左	同左	同左
県月	民税	均等割(円)	100	同左	同左	同左	同左
市員と併	民税	所 得 割	8 100	同左	150万円以下 2 150万円超 4 100 100	同左	同 左
固	定	資 産 税	1.4	同左	同左	同左	同左
都	市	計 画 税	<u>0.2</u> 100	同左	同左	同左	同左
軽自	動:	車 税(円)	○原動機付 自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 1,500 ○二輪小型 自動車 2,500	90cc超 1,000 ○軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ○二輪の 小型自動車	90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000	90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同左
市た	こば	こ消費税	11 100	同左	12 100	13.4 100	15 100
電	気	ガ ス 税	10 100	同左	9 100	<u>8</u> 100	7 100
鉱		産税	100	同左	同左	同左	同左
商品	占切	手 発 行 税	3 100	同左	同左	同左	同左

		1
40	41	42~44
600	同左	同左
※別表	※別表	※別表
標準税率	標準税率	標準税率
2,400	同左	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000
10.1 S41.4.1前に開始し 6.30前に終了する 事業年度分 10.4 100	10.7 100	同左
100	同左	同左
150万円以下 2 150万円超 4 150万円超 100	同左	同左
1.4 100	同左	同左
0.2	同左	同左
○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ・軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ・小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同左	同左
15 100	同左	18.1 100
7 100	同左	同左
1 100	同左	同左
-3 100	同左	同左

1. 1	市税	税率の変	遷(続)					
税	· i.目	年度	45	46	47	48	49	50
	個	均等割(円)	600	同左	同左	同左	同左	同左
市	人	所 得 割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
民税	法人	均等割(円)	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000	同左	同左	同左	同左	同左
196		法人税割	10.7 100	同左	同左	同左	13.7 100	同 左
県目	 民税	均等割(円)	100	同 左	同 左	同 左	同 左	同左
(市員と併	民税) 并課)	所 得 割	150万円以下 2 100 150万円超 4 100	同左	同左	同左	同左	同左
固	定	資 産 税	1.4 100	同左	同左	同左	同左	同左
都	市	計 画 税	100	同左	同左	同左	同左	同左
軽自	1 動 1	車 税(円)	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ・軽自動車 ニ 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ・小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同左	同左	同左	同左	同左
市た	こば	こ消費税	18.1 100	同 左	同 左	同 左	同左	同左
電	気	ガ ス 税	7 100	同左	同左	6 100	電気税 $\frac{6}{100}$ ガス税 $\begin{cases} \frac{5}{100} \\ \frac{4}{100} \end{cases}$	
鉱		産 税	100	S46.3.29 削除				
商品	品切	手 発 行 税	100	同 左	同 左	同左	同左	同 左
入	湯	说 (円)	(45年度から) 20	40	同 左	同左	同 左	100
特別	1 土	地保有税				保有分 1.4 100 取得分 3 100	同左	同左
事	業	所 税						新増設分 5,000円 資 産 割 300円 従業者割 <u>0.25</u>

_	_		年度				
	税目			51	52	53	
	均等割(円) 1,700		1,700	同左	同 左		
	人	所	得 割	※別表 海滩税率	※別表 無准税率	※別表 揮進税 宏	
市民税	市 民 法 均等割(円)		籌(円	標準税率 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 40,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 20,000 ○資本等の金額1千万円超・ 1億円以下 20,000 ○資本等の金額1千万円以下 7,200	標準税率 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 134,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 40,000 ○資本等の金額1千万円超 1億円以下 40,000 ○資本等の金額1千万円以下 8,000	標準税率 ○ 資本等の金額(相互会社は純資産額、以下同じ) 50億円超・従業者100人超 ○ 資本等の金額10億円超50億円以下・従業者 100人超 ○ 資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人超 ② 資本等の金額10億円超・従業者100人以下 ② 資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人以下 ② 資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人以下 ② 資本等の金額1千万円超1億円以下 ③ 資本等の金額1千万円超1億円以下 ③ 本等の金額1千万円以下 8,000 (本則 13,000)	
		法	人税割	13.7 100	14.5 資本等の金額 15.7 100 1千万円以下の法人 100	同 左	
_	_		割(円		同 左	同 左	
	₹税 †課	所	得 割	$\frac{2}{100}$ 150万円以下 $\frac{2}{100}$ $\frac{4}{100}$	同 左	同 左	
固	定	資	産移	$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	
都	市	計	画 移	$\frac{0.2}{100}$	同 左	0.3	
軽	自動	カ 車∄	说 (円)	○原動機付自転車 50cc以下 650 90cc以下 1,000 90cc超 1,300 ○軽自動車 二 輪 2,000 三 輪 2,600 四輪以上 横 用 営業用 5,200 自家用 5,900 貨物用 営業用 2,900 自家用 3,300 ○小型特殊自動車 農耕作業 1,300 その他 3,900 ○二輪の小型自動車 3,300	同左	同左	
市	たに	ぎこう	肖費科	100	同 左	同 左	
電		気	移	100	同 左	同 左	
ガ		ス	移	100	同 左	同 左	
商	品切	刀手:	発行移	$\frac{4}{100}$	同 左	同 左	
入	湯	税	(円)		150	同 左	
特	到土	土地	保有移	取得分 100	同 左	同 左	
事	業	¥ ,	所 移	新増設分 5,000円 資 産 割 従業者割 300円 0.25 100		同左	

	1. 市祝祝率の変遷(続)						
税目	年度	54	55	56~57			
個	均等割(円	1,700	2,000	同左			
市	所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率			
民税税	均等割(円	資本等の金額 従業者数 税率 資本等の金額 100人超 年間 1,000,000 50億円超 100人以下 134,000 資本等の金額 100人以下 134,000 50億円以下10億円超 100人以下 134,000 資本等の金額 100人超 134,000 10億円以下1億円超 100人以下 40,000 資本等の金額 40,000 1億円以下1千万円超 当分の間 8,000 1千万円以下 (本則 13,000)	同 左	同左			
	法人税割	14.5 資本等の金額 13.7 100 1千万円以下の法人 100	同左	<u>14.7</u> [資本等の金額 <u>13.9</u>] 1千万円以下の法人 100			
県民税	均等割(円	300	500	同 左			
(市民税 と併課		○150万円以下○150万円超2 100○4 100	同左	同左			
固定	資 産	$\frac{1.4}{100}$	同左	同 左			
都市	計画	党 <u>0.3</u> 100	同左	同左			
軽自動	力車 税(円	○原動機付自転車 50cc以下 750 90cc以下 1,100 90cc超 1,450 ○軽自動車 二 輪 2,000 三 輪 2,850 四輪以上	同左	同左			
市たは	ばこ消費	<u>18.1</u> 100	同 左	同 左			
電	気	$\frac{5}{100}$	同 左	同 左			
ガ	ス	党 	同左	同 左			
商品切	刀手発行:	兑 <u>4</u> 100	同 左	同 左			
入 湯	税(円) 150	同左	同 左			
特別土	上地保有	100 100	同左	同 左			
事業	类 所 ;	新増設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 0.25 100	新増設分 6,000円 資 産 割 500円 従業者割 0.25 100	同 左			

58			59	60	
2,000	0		同 左	2,500	
※別表		※別表		※別表	
標準税	率	標	準税率	標準種	党率
資本等の金額 従業者 資本等の金額 50人制		資本等の金額 資本等の金額	従業者数 税率 50人超 年間 3,600,000		
50億円超 50人以	_	50億円超	50人以下 480,000		
資本等の金額 50人制		資本等の金額	50人超 2,100,000		
50億円以下10億円超 50人以 資本等の金額 50人組		50億円以下10億円超 資本等の金額	50人以下 480,000 50人超 480,000		
10億円以下1億円超 50人以		10億円以下1億円超	50人以下 180,000	同	左
資本等の金額 50人制	图 100,000	資本等の金額	50人超 180,000		
1億円以下1千万円超 50人以		1億円以下1千万円超	50人以下 144,000		
資本等の金額 50人制	当分の間 48,000 (本則 80,000)	資本等の金額	50人超 当分の間 120,000 (本則 144,000)		
1千万円以下 50人以	当分の間 16,000	1千万円以下	50人以下 当分の間 40,000		
00702	(本則 27,000)		(本則 48,000)		
14.7 資本等の金額 1700 14.7 17万円以下の	法人 100]		同 左	同	左
500			同 左	70	0
○150万円以下	<u>2</u> 100		= <i>+</i>		+
○150万円超	$\frac{4}{100}$		司 左	同	左
1.4 100			同 左	同	<u></u> 左
0.3			 同 左	同左	
		○原動機付自転		○原動機付自転車	
	750				1 000
50cc以下	750	50cc以下	1,000	50cc以下	1,000
90cc以下	1,100	90cc以下	1,200	90cc以下	1,200
90cc超	1,450	90cc超	1,600	90cc超	1,600
				(ただし、60.2.15以降耶	対得のミニカーは2,500)
○軽自動車		○軽自動車		○軽自動車	
二輪	2,000	二輪	2,400	二輪	2,400
三輪	2,850	三輪	•	三輪	3,100
	2,650		3,100		5,100
四輪以上	_	四輪以上		四輪以上	
〔乗 用〔営業	5,200	(乗 用	営業用 5,500	(乗用 営	業用 5,500
」「一」「一」自家	6,500		自家用 7,200	自	家用 7,200
)	用 2,900) ,,,,,,,,,	営業用 3,000	】	業用 3,000
乗 用 営業 自家 貨物用 営業 自家	用 3,650	し貨物用し	営業用 5,500 自家用 7,200 営業用 3,000 自家用 4,000	乗用(営 自 貨物用(営 自	家用 4,000
○小型特殊自動車	,	○小型特殊自動		○小型特殊自動車	,
	1 450				1,600
農耕作業	1,450	農耕作業		農耕作業	
しその他	4,300	しその他	4,700	その他	4,700
○二輪の小型自動車	3,650	○二輪の小型自動	動車 4,000	○二輪の小型自動車	
18.1 100			同 左	従価割 14. 従量割 千z	.3 本につき350円
5 100			同 左	同	左
			同 左	同	左
4			 同 左	同	 左
150				同	
		同 左			
保有分 1.4 100 取得 新増設分 6,000	100		同 左	同 左	
資産割 500)円		同 左	同	左
従業者害 <u>0.2</u> 10	0				

1. 11177	元代学の 変			i
税目	年度	61	62	63
個	均等割(円)	2,500	同左	同左
市	所 得 割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
上 民 税 人	均等割(円)	資本等の金額 従業者数 税率 資本等の金額 50人超 年間 3,600,000 50億円超 50人以下 480,000 資本等の金額 50人超 2,100,000 50億円以下10億円超 50人以下 480,000 資本等の金額 50人超 480,000 10億円以下1億円超 50人以下 180,000 資本等の金額 50人超 180,000 1億円以下1千万円超 50人以下 144,000 資本等の金額 50人以下 144,000 資本等の金額 50人超 当分の間 120,000 (本則 144,000)	同 左	同左
が、一人	法人税割	14.7 資本等の金額1千万円以下の法人 120,000 (本制 144,000) 14.7 100 資本等の金額1千万円以下の法人 13.9	同 左	同左
県民税	均等割(円)	700	同 左	同 左
(市民税)と併課	所 得 割	○150万円以下 2 100 ○150万円超 4 100	同左	○130万円以下 2 100 ○130万円超 3 100 ○300万円超 4 100
固定	資 産 税	$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左
都市	計 画 税	<u>0.3</u> 100	同 左	同左
軽自動	車 税(円)	○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 乗 用 営業用 5,500 自家用 7,200 自家用 7,200 自家用 7,200 自家用 3,000 自家用 4,000 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 □ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	同左	同左
※平成	こ消費税 :元年から : ばこ税	従価割14.3(本年度においては、たばこの小売定価から 千本につき1,000円を控除)従量割千本につき640円	従価割14.3(S63.3.31まで たばこの小売定価から千本 につき1,000円を控除) 従量割千本につき350円 (S62.3.3までは640円)	同左
電	気 税	<u>5</u> 	同 左	同 左
ガ	ス税	<u>2</u> 100	同 左	同左
商品切	手 発 行 税	$\frac{4}{100}$	同 左	同 左
入 湯	税(円)	150	同 左	同 左
特別土	地保有税	保有分 1.4 100 取得分 3 100	同左	同左
事業	所 税	新増設分 6,000円 従業者割 0.25 資産割 600円	同 左	同左

元~2	3~4	5	6
同 左	同左	同左	同左
※別表標準税率	※別表 標準税率	※別表標準税率	※別表 標準税率
同 左	同 左	同左	資本等の金額 従業者数 税率 資本等の金額 50人超年間 3,600,000 50億円超 50人以下 492,000 資本等の金額 50人超 2,100,000 50億円以下10億円超 50人以下 492,000 資本等の金額 50人超 480,000 10億円以下1億円超 50人以下 192,000 資本等の金額 50人超 180,000 1億円以下1千万円超 50人以下 156,000 資本等の金額 50人超 当分の間 120,000 (本則 144,000) 1千万円以下 50人以下 当分の間 50,000 (本則 60,000)
同左	同左	同左	同左
同 左	同左	同 左	同 左
○500万円以下 <u>2</u> 100 ○500万円超 <u>4</u> 100	○550万円以下 <u>2</u> 100 ○550万円超 <u>4</u> 100	同 左	同左
同 左	同 左	同左	同 左
同 左	同左	同左	同 左
同左	同左	同左	同左
市 紙巻たばこ た 1,000本につき1,997円 ば 旧3級品の紙巻たばこ こ 1,000本につき 948円 税	同左	同左	同左
同左	同 左		
同 左	同左	同左	同 左
同 左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左

1. 1	1. 市税税率の変遷(続)							
税	目	年度	7	8	9~10	11~14		
	個	均等割(円)	2,500	3,000	同左	同左		
市	人	所 得 割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率		
民税	法人	均等割(円)	資本等の金額 従業者数 税率 資本等の金額 50人超 年間 3,600,000 50億円超 50人以下 492,000 資本等の金額 50人超 2,100,000 50億円以下10億円超 50人以下 492,000 資本等の金額 50人超 480,000 10億円以下1億円超 50人以下 192,000 資本等の金額 50人超 180,000 1億円以下1千万円超 50人以下 156,000 資本等の金額 50人超 当分の間 120,000 (本則 144,000) 1千万円以下 50人以下 50,000 (本則 50,000 (本則 60,000)	同 左	同左	同左		
		法人税割	$\frac{14.7}{100}$ $\left($ 資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$ $\right)$	同左	同左	同左		
県民	民税	均等割(円)	700	1,000	同 左	同左		
(市員と併	民税 計課	所 得 割	\bigcirc 700万円以下 $\dfrac{2}{100}$ \bigcirc 700万円超 $\dfrac{4}{100}$	同左	○700万円以下 2/100○700万円超 3/100	同左		
固	定	資 産 税	$\frac{1.4}{100}$	同左	同左	同左		
都	市	計 画 税	<u>0.3</u> 100	同左	同 左	同左		
軽 钅	自 動	車 税(円)	○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 乗 用 営業用 5,500 自家用 7,200 90cc超 1,600 貨物用 営業用 3,000 自家用 4,000 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 二 輪 2,400 長耕作業 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型自動車 4,000	同左	同左	同左		
市	た	ば こ 税	紙巻たばこ 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	同左	# 2,434円 # 1,155円 ※平成9年4 月1日以後の 売渡し分から 適用	# 2,668円 # 1,266円 ※平成11年 5月1日以後 の売渡し分か ら適用		
入	湯	兑 (円)	150	同左	同 左	同左		
特 別	1 土	地保有税	100 100	同左	同 左	同左		
事	業	所 税	新増設分 6,000円 資産割 600円 従業者割 <u>0.25</u> 100	同左	同左	同左		

	,					
15~17	18	19	20~21	22~24	25	26
同左	同 左	同左	同左	同左	同左	3,500 (東日本大震災復興基本法+500)
※別表 標準税率	※別表 標準税率	$\frac{6}{100}$	同左	同左	同左	同左
同 左	同 左 ※ 平成18年4月1日以降、 「資本等の金額」は、 「資本金等の金額」	同左	同左	同左	同左	同左
同 左	同左 ※ 平成18年4月1日以降, 「資本等の金額」は, 「資本金等の金額」	同左	同左	同左	同左	12.1 (" 11.3 100 (" 100 ※平成26年10月1日 以後に開始する事業年度から適用
同 左	同左	同左	1,500 (森林環境税+500)	同 左	同 左	2,000 (東日本大震災復興基本法+500)
同 左	同左	$\frac{4}{100}$	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同 左	同 左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
同 左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
# 2,977円 # 1,412円 ※平成15年7月1日以後の 売渡し分から適用	# 3,298円 # 1,564円 ※平成18年 7月1日以後 の売渡し分か ら適用	同左	同左	# 4,618円 # 2,190円 ※平成22年 10月1日以 後の売渡し分 から適用	# 5,262円 # 2,495円 ※平成25年 4月1日以後 の売渡し分か ら適用	同左
150 (日帰り客は50円)	同左	同左	同左	同 左	同 左	同左
課税停止 ※平成15年度以降新規課税停止	同左	同左	同左	同左	同左	同左
資産割 600円 従業者割 <u>0.25</u> 100	同 左	同左	同左	同 左	同 左	同 左

1. 印於	党税率の変	<i></i>	
税目	年度	27	28
個	均等割(円)	3,500	同 左
市	所 得 割	<u>6</u> 100	同 左
法	均等割(円)	資本金等の金額 従業者数 税率 資本金等の金額 50人超年間 3,600,000 50億円超 50人以下 492,000 資本金等の金額 50人以下 492,000 50億円以下10億円超 50人以下 492,000 492,000 資本金等の金額 50人超 10億円以下1億円超 50人以下 192,000 192,000 資本金等の金額 50人超 180,000 16円以下1千万円超 50人以下 150,000 資本金等の金額 50人超 (本則 144,000) 144,000 1千万円以下 50人以下 50人以下 (本則 60,000)	同左
	法人税割	12.1 資本金等の金額1千万円以下の法人 11.3 100 ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用	同 左
県民税	均等割(円)	2, 000	同 左
(市民税)		4 100	同 左
固定	資 産 税	$\frac{1.4}{100}$	同 左
都市	計 画 税	$\frac{0.3}{100}$	同 左
軽自動	力 車 税(円)	○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 1,600 90cc以下 1,200 世耕作業 1,600 その他 4,700 90cc超 1,600 三カー 2,500 ○二輪の小型自動車 (三輪) 2,400 ・ 4,00	○原動機付自転車 ○小型特殊自動車 50cc以下 2,000 90cc以下 2,000 90cc超 2,400 ○二輪の小型自動車 ミニカー 3,700 6,000 ○軽自動車(二輪) 3,600 ○軽自動車(三輪) 3,600 ○軽自動車(三輪以上) 区 分 新旧税率 25% 50% 50% 6% 6% 6% 6% 6% 6% 6% 6% 6% 6% 6% 6% 6%
市	たばこ税	紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円	紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円 ※平成28年4月1日以後の売渡し分から適用
入 湯	税(円)	150 (日帰り客は50円)	同 左
特別土地保有税 課税停止			同 左
事 業	所 税	資 産 割 600円 従業者割 <u>0.25</u> 100	同 左

※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円 ※平成29年4月1日以後の売渡し分から適用 ※平成30年4月1日以後の売渡し分から適用		
同 左	29	30
同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左	同 左	同 左
同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左	同 左	<u>8</u> 100
同左 同	同 左	同 左
同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 回 左 □ 左 □ 左 □ 左 □ 左 □ 左 □ 左 □ 左 □ □ 左 □ □ 左 □ □ □ □	同左	同左
同左 同	同 左	同 左
同左 同左 同左 同左 まきたばこ 1,000本につき 5,262円 紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円 ※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円 ※平成29年4月1日以後の売渡し分から適用 加熱式たばこ 重量換算×0.8,(重量換算+価格換算)×0.2 ※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用 加熱式たばこ 重量換算×0.8,(重量換算+価格換算)×0.2 ※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用 同左 同左 同左	同 左	
(同 左	同左	同 左
紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円 紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円 ※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円 ※平成29年4月1日以後の売渡し分から適用 ※平成30年4月1日以後の売渡し分から適用 加熱式たばこ 重量換算×0.8,(重量換算+価格換算)×0.2 ※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用 同 左 同 左 同 左	同 左	同 左
※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用	同 左	同 左
旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円 ※平成29年4月1日以後の売渡し分から適用	紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円	
同左同左		旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円 ※平成30年4月1日以後の売渡し分から適用 加熱式たばこ 重量換算×0.8,(重量換算+価格換算)×0.2
	同左	同 左
同左同左	同左	同左
	同 左	同 左

1. Ili 4	呪柷平の変え	■ (不て)	
税目	年度	元	2
個	均等割(円)	3,500	同左
市	所 得 割	<u>8</u> 100	同左
民税人	均等割(円)	資本金等の金額 従業者数 税率 資本金等の金額 50人超 年間 3,600,000 50億円超 50人以下 492,000 資本金等の金額 50人超 2,100,000 50億円以下10億円超 50人以下 492,000 資本金等の金額 50人超 480,000 10億円以下1億円超 50人以下 192,000 資本金等の金額 50人超 180,000 1億円以下1千万円超 50人以下 当分の間 (本則 144,000) 1千万円以下 50人以下 50,000 (本則 50,000 (本則 60,000)	同左
	法人税割	8.4 資本金等の金額1千万円以下の法人 7.6 100 100 ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用	同左
県民税	均等割(円)	2, 000	同左
(市民税と併課	所得割	<u>2</u> 100	同左
固定	資 産 税	1.4 100	同左
都市	計 画 税	<u>0.3</u> 100	同左
軽自動車税	種別割(円)	○原動機付自転車	同左
	環境性能割	燃費基準値の達成度に応じて決定 営業用 非課税, 0.5%, 1%, 2% 自家用 非課税, 1%, 2%, 3% ※当分の間, 2%を上限 ※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した 自家用乗用車については, 税率を1%分軽減	同左 ※令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した 自家用乗用車については、税率を1%分軽減
†	方たばこ税	紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円 ※令和元年10月1日以後の売渡し分から適用 加熱式たばこ 重量換算×0.6,(重量換算+価格換算)×0.4 ※令和元年10月1日以後の売渡し分から適用	紙巻たばこ 1,000本につき 6,122円 加熱式たばこ 重量換算×0.4,(重量換算+価格換算)×0.6 ※令和2年10月1日以後の売渡し分から適用 軽量な葉巻たばこ 0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなす ※令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経過措置
入湯	税(円)	150 (日帰り客は50円)	50
特別士	上 地 保 有 税	課税停止	同左
事業	業 所 税	資 産 割 600円 従業者割 0.25 100	同左
宿泊	税(円)		宿泊料金2万円未満 200(市税150円, 県税50円) 宿泊料金2万円以上 500(市税450円, 県税50円)

市民税(個人)所得割の税率の変遷

区分 年度						市	民 税	所 得	割•	県民	税所	导割					
1/2	課税所得階級	万円	15		40	70	100	150		250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000~
昭和37年~	計	%	4		5	6	7	8		11	12	13	14	15	16	17	18
昭和47年度	市	%	2		3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2		2	2	2	2		4	4	4	4	4	4	4	4
	課税所得階級	万円	30		50	80	110	150		250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000~
昭和48年~	計	%	4		5	6	7	8		11	12	13	14	15	16	17	18
昭和54年度	市	%	2		3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2		2	2	2	2		4	4	4	4	4	4	4	4
	課税所得階級	万円	30		45	70	100	130	150	230	370	570	950	1,900	2,900	4,900	4,900
昭和55年~	計	%	4		5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
昭和59年度	市	%	2		3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2		2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
	課税所得階級	万円		20	45	70	95	120	150	220	370	570	950	1,900	2,900	4,900	4,900
昭和60年~ 昭和62年度	計	%		4.5	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
昭和62年度	市	%		2.5	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%		2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
	課税所得階級	万円			60		130		260		460		950	1,900	1,900~		
昭和63年度	計	%			5		7		10		12		14	15	16		
1111100千皮	市	%			3		5		7		8		10	11	12		
	県	%			2		2		3		4		4	4	4		
	課税所得階級	万円			120				500					500~			
平成元年~	計	%			5				10					15			
平成2年度	市	%			3				8					11			
	県	%			2				2					4			
	課税所得階級	万円			160				550					550~			
平成3年~	計	%			5				10					15			
平成6年度	市	%			3				8					11			
	県	%			2				2					4			
	課税所得階級	万円			200				700					700~			
平成7年~	計	%			5				10					15			
平成8年度	市	%			3				8					11			
	県	%			2				2					4			
	課税所得階級	万円			200				700					700~			
平成9年~ 平成10年度	計	%			5				10					15			
〒水10年段	市	%			3				8					12			
	県	%			2				2					3			
	課税所得階級	万円			200				700					700~			
平成11年~	計	%			5				10					13			
平成18年度	市	%			3				8					10			
	県	%			2				2					3			
	課税所得階級	万円			一律					課税所	得階級	万円			一律		
亚芹40年二	計	%			10			₩	<i>r</i>		計	%			10		
平成19年度~	市	%			6			平成30	中度~		市	%			8		
	県	%			4						県	%			2		

2. 住民税の所得控除等一覧

項目	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度
給 与 所 得 控 除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,650,000円以下 収入金額×40% (3) 1,650,000円超 3,300,000円以下 収入金額×30%+165,000円 (4) 3,300,000円超 6,000,000円以下 収入金額×20%+495,000円 (5) 6,000,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,095,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額× 5%+1,595,000円	同左
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%)②災害関連支出額-5万円①、②いずれか多い額	同左
医療費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等× 5%)と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左
社会保険料	支払った金額	同左
所 生命保険料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計 支払金額が15,000円以下の場合	同左
得損害保険料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同左
寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	同左
控障害者	26万円(特別障害者 28万円)	同左
老年者	48万円	同左
寡婦(寡夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同左
勤 労 学 生	26万円	同左
配 偶 者	31万円 (老 人 36万円) (同居特別障害者 52万円) 31万円(特定扶養 39万円)	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 54万円) 33万円(特定扶養 41万円)
扶 養	31万円(特定扶養 39万円) (老 人 36万円) (同居老親等 43万円) (同居特別障害者 52万円)	33万円(特定扶養 41万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 54万円)
配 偶 者特 別 控 除	最高 31万円	最高 33万円

[※]平成元年度から、老人配偶者控除又は老人扶養控除と障害者控除との重複適用ができる。

項目	平成8~10年度	平成 11 年度	平成 12 ~ 16 年度
給与所得控	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 余(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,700,000円	同左	同左
雑	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左	同左
医療	(医療費の額ー補てん額)ー{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額}	同左	同左
社会保険制	斗 支払った金額	同左	同左
所生命保険業	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合 支払金額×1/2+ 7,500円 支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合 支払金額が40,000円を超える場合 35,000円 支払金額が70,000円を超える場合 35,000円	同左	同左
得損害保険	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同左	同左
寄 附 4	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	同左	同左
控障害	者 26万円(特別障害者 28万円)	26万円(特別障害者 30万円)	同左
老年	皆 48万円	同左	同左
寡婦(寡夫) 26万円(母子家庭 30万円)	同左	同左
勤労学	生 26万円	同左	同左
除配偶	33万円	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同左
扶	33万円(特定扶養 41万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 54万円)	33万円(特定扶養 43万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)
	最高 33万円	同左	同左
基	遊 33万円	同左	同左

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項目	平	成 17 年 度	平成 18 ~ 19 年度		
	(1) 1,625,000円以下 650	0,000円			
	(2) 1,625,000円超 1,80	0,000円以下			
		収入金額×40%			
	(3) 1,800,000円超 3,600	,000円以下			
		収入金額×30%+180,000円			
合与所得控除	(4) 3,600,000円超 6,600),000円以下	同左		
		収入金額×20%+540,000円			
	(5) 6,600,000円超 10,000				
		収入金額×10%+1,200,000円			
	(6) 10,000,000円超	dual Adem and Control			
	0F#N1 0*	収入金額× 5%+1,700,000円	0F#N 0#		
	・65歳以上の者(1) 260万円以下	1,400,000円	・65歳以上の者 (1)330万円以下 1,200,000円		
	(2) 260万円超 460万円以下	1,400,00011	(2) 330万円超 410万円以下		
	(2) 200)3 1)@ 100)3 100	収入金額×25%+75万円	収入金額×25%+37万5千円		
	(3)460万円超 820万円以下		(3) 410万円超 770万円以下		
		収入金額×15%+121万円	収入金額×15%+78万5千円		
	(4)820万円超		(4) 770万円超		
		収入金額×5%+203万円	収入金額×5%+155万5千円		
F金所得控除	-65巻丰港の孝		・65歳未満の者		
	・65歳未満の者(1) 130万円以下	700,000円	(1) 130万円以下 700,000円		
	(2) 130万円超 410万円以下	100,000	(2) 130万円超 410万円以下		
	.,	収入金額×25%+37万5千円	収入金額×25%+37万5千円		
	(3)410万円超 770万円以下		(3) 410万円超 770万円以下		
		収入金額×15%+78万5千円	収入金額×15%+78万5千円		
	(4)770万円超		(4) 770万円超		
		収入金額×5%+155万5千円	収入金額×5%+155万5千円		
	①(損失額-補てん額)-(総所	5.但 个 好 \$\times \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
雑 損	②災害関連支出額-5万円	付並假寺へ10/0/	同左		
	①、②いずれか多い	額			
	(医療費の額-補てん額)-{(編				
医 療 費	5%)と10万円とのいずれか低い		同左		
 		(限度額200万円)			
社会保険料	支払った金額		同左		
	一般の生命保険料と個人年金の				
	下表より求めた控除額の合計(W及银(刀鬥)			
F 生命保険料	支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額	同左		
工用床灰杆	支払金額が15,000円を超え40,000		IN Æ		
	支払金額が40,000円を超え70,000				
	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円			
	短期損害保険の場合		+		
	支払金額が1,000円以下	支払金額の全額			
]	1,000円超 3,000円以下	支払金額×1/2+500円			
'	3,000円超	2,000円(限度額)			
損害保険料	長期損害保険の場合		同左		
	支払金額が5,000円以下	支払金額の全額			
	5,000円超 15,000円以下				
	15,000円超 短期、長期共にある場合	10,000円 (限度額) 上記の合計額			
1	/ニ/ソハ ス/ソコケイトロアング 口	(限度額 10,000円)			
Ē					
	{(支払った寄附金の額)と(総所	行得金額等×25%)	□ <i>→</i>		
寄附金	{(支払った寄附金の額)と(総所 とのいずれか少ない方の金額}		同左		
寄 附 金障 害 者			同左		
寄 附 金 障 害 者 老 年 者	とのいずれか少ない方の金額} 26万円(特別障害者 30万円) 48万円		同左廃止		
寄 附 金 障 害 者 老 年 者 寡婦(寡夫)	とのいずれか少ない方の金額}- 26万円(特別障害者 30万円) 48万円 26万円(母子家庭 30万円)		同 左 廃 止 同 左		
寄 附 金 障 害 者 老 年 者 寡婦(寡夫) 勤 労 勤 労 生	とのいずれか少ない方の金額}- 26万円(特別障害者 30万円) 48万円 26万円(母子家庭 30万円) 26万円		同左廃止		
寄 附 金 障 害 者 老 年 者 寡婦(寡夫) 勤 労 単 生	とのいずれか少ない方の金額} 26万円(特別障害者 30万円) 48万円 26万円(母子家庭 30万円) 26万円 33万円	—10万円	同 左 廃 止 同 左 同 左		
寄 附 金 障 害 者 老 年 者 寡婦(寡夫) 勤 労 勤 労 生	とのいずれか少ない方の金額} 26万円(特別障害者 30万円) 48万円 26万円(母子家庭 30万円) 26万円 33万円 (老 人 38万円)	—10万円	同 左 廃 止 同 左		
障 害 者老 年 者寡婦(寡夫)勤 労 学 生	とのいずれか少ない方の金額} 26万円(特別障害者 30万円) 48万円 26万円(母子家庭 30万円) 26万円 33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	—10万円	同 左 廃 止 同 左 同 左		
寄 附 金 障 害 者 老 年 者 寡婦(寡夫) 勤 労 学 生 配 偶 者	とのいずれか少ない方の金額 26万円(特別障害者 30万円) 48万円 26万円(母子家庭 30万円) 26万円 33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円) 33万円(特定扶養 45万円)	—10万円	同 左 廃 止 同 左 同 左		
寄 附 億 害 老 年 妻婦(寡夫) 勤 労 学 生	とのいずれか少ない方の金額 26万円(特別障害者 30万円) 48万円 26万円(母子家庭 30万円) 26万円 33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円) 33万円(特定扶養 45万円)	—10万円	同 左 廃 止 同 左 同 左		
審 附 金 障 害 者 老 年 者 寡婦(寡夫) 勤 労 学 生 代 配 偶 者	とのいずれか少ない方の金額 26万円(特別障害者 30万円) 48万円 26万円(母子家庭 30万円) 26万円 33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円) 33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円)	—10万円	同 左 廃 止 同 左 同 左		
寄 附 金 障 害 者 老 年 者 寡婦(寡夫) 勤 労 学 生 配 偶 者	とのいずれか少ない方の金額 26万円(特別障害者 30万円) 48万円 26万円(母子家庭 30万円) 26万円 33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円) 33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (オートリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	—10万円	同 左 廃 止 同 左 同 左		

^(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円を超え76万円未満の者

項目	平 成 20 年 度	平成 21 ~ 23 年度
	(1) 1,625,000円以下 650,000円	
	(2) 1,625,000円超 1,800,000円以下	
	収入金額×40%	
	(3) 1,800,000円超 3,600,000円以下	
	収入金額×30%+180,000円	
給与所得控除		同左
	収入金額×20%+540,000円	
	(5) 6,600,000円超 10,000,000円以下	
	収入金額×10%+1,200,000円	
	(6) 10,000,000円超	
	収入金額× 5%+1,700,000円 ・65歳以上の者	
	(1) 330万円以下 1,200,000円	
	(2) 330万円超 410万円以下	
	収入金額×25%+37万5千円	
	(3) 410万円超 770万円以下	
	収入金額×15%+78万5千円	
	(4) 770万円超	
	収入金額×5%+155万5千円	
F 金所得控除	25-1-17-14	同左
	・65歳未満の者	
	(1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下	
	収入金額×25%+37万5千円	
	(3) 410万円超 770万円以下	
	収入金額×15%+78万5千円	
	(4) 770万円超	
	収入金額×5%+155万5千円	
4"	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%)	
雑損	②災害関連支出額-5万円	同左
	①、②いずれか多い額 (医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%)	
医療費	と10万円とのいずれか低い金額	同左
区	(限度額200万円)	N Z
	(PA/X IRE00/7 17)	
社会保険料	支払った金額	同左
	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ	
	下表より求めた控除額の合計(限度額7万円)	
F 生命保険料	支払金額が15,000円以下の場合 支払金額の全額	同左
<u> </u>	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合 支払金額×1/2+ 7,500円	,,
	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合 支払金額×1/4+17,500円	
	支払金額が70,000円を超える場合 35,000円	
	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日	
	までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組	
F	①地震保険料の場合	
	支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2	
地震保険料	支払金額が50,000円超 25,000円(限度額)	同左
(損害保険料)	②長期損害保険の場合	IFI Z
	支払金額が5,000円以下 支払金額の全額	
	5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円	
ie E	15,000円超 10,000円(限度額)	
	①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)	
寄 附 金	【(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%)	平成20年度の税制改正により、所得控除から税額控限 変更
障 害 者	とのいずれか少ない方の金額 - 10万円 26万円(特別障害者 30万円)	同左
	26万円(母子家庭 30万円) 26万円(母子家庭 30万円)	同左
勤 労 学 生		同左
<u></u>	33万円	I' 4 Auto
配偶者		同左
	(同居特別障害者 56万円)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	33万円(特定扶養 45万円)	
++	(孝 人 38万円)	
扶養	(同居老親等 45万円)	同左
	(同居特別障害者 56万円)	
配偶者	最高 33万円	□ <i>+</i>
Ide Du les 100	(*)	同左
特別控除		

^(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円を超え76万円未満の者

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

	項目	平成 24 年 度	Ī	平 成 2	5 年 度	
		(1) 1,625,000円以下 650,000円				
		(2) 1,625,000円超 1,800,000円以7	₹			
		収入金額×40				
		(3) 1,800,000円超 3,600,000円以下	,,,			
			0%+180,000円			
44	合与所得控除	(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下	7,0 1 100,00011	同	左	
ΛE	日子/川付注版		00/ E40 000III	led	Δ.	
			0%+540,000円			
		(5) 6,600,000円超 10,000,000円以下	10/ 1 4 000 000 FF			
			0%+1,200,000円			
		(6) 10,000,000円超				
_			5%+1,700,000円			
		•65歳以上の者				
			200,000円			
		(2)330万円超 410万円以下 収入金額×25				
		(3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15				
		(4)770万円超 収入金額×5%	6+155万5千円			
年	F金所得控除			同	左	
		・65歳未満の者				
			700,000円			
		(2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25	%+37万5千円			
		(3)410万円超 770万円以下 収入金額×15	%+78万5千円			
		(4) 770万円超 収入金額×5%	6+155万5千円			
		①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×)	.0%)			
	雑 損	②災害関連支出額-5万円		同	左	
		①、②いずれか多い額				
		(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等	×5%)			
	医 療 費	と10万円とのいずれか低い金額}		同	左	
			(限度額200万円)			
	社会保険料	支払った金額		同	左	
			ご わ	①旧契約に基づく保険料の支払金額が	②新契約に基づく保険料の支払金額が	
		下表より求めた控除額の合計(限度額7万円)	C40	15,000円以下の場合 支払金額全額	12,000円以下の場合 支払金額全額	
		次より小の/ご玉が娘の日日 (欧友娘1万十1)			12,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+6,000円	
所	生命保険料	支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額		32,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円	
//1	工师体例行	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合				
					56,000円超 28,000円	
		支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	文仏金額×1/4+17,500円 35,000円		(一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)	
		支払金額が70,000円を超える場合	35,000円	①②共にある場合 上記の合計額(限度額7万	H)	
		①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以 支払金額>	(1/9			
得	-					
		支払金額が50,000円超 25,000円(原	及度額)			
	ut. # In the dol	②旧長期契約の場合				
	地震保険料			日	左	
			三以上で満期返戻金があるもの			
		支払金額が5,000円以下 支払金額の	全額			
		支払金額が5,000円以下 支払金額の 5,000円超 15,000円以 支払金額>	全額 (1/2+2,500円			
挖	3	支払金額が5,000円以下 支払金額の 5,000円超 15,000円じ 支払金額> 15,000円超 10,000円	全額 (1/2+2,500円 (限度額)			
控	200	支払金額が5,000円以下 支払金額の 5,000円超 15,000円以 支払金額> 15,000円超 10,000円	全額 (1/2+2,500円			
控	障害者	支払金額が5,000円以下 支払金額の 5,000円超 15,000円じ 支払金額> 15,000円超 10,000円	全額 (1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円)		左	
控	障害者	支払金額が5,000円以下 支払金額の 5,000円超 15,000円と 支払金額× 15,000円超 10,000円 ①・②共にある場合 上記の合言	全額 (1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円)	同	左 左	
控	障 害 者 寡婦(寡夫)	支払金額が5,000円以下 支払金額の 5,000円超 15,000円比 支払金額の 15,000円超 10,000円 ①・②共にある場合 上記の合記 26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障 26万円(母子家庭 30万円)	全額 (1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円)	同	左	
控	障 害 者 寡婦(寡夫) 勤 労 学 生	支払金額が5,000円以下 支払金額の 5,000円超 15,000円起 10,000円 10,000円 ①・②共にある場合 上記の合記 26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障 26万円(母子家庭 30万円)	全額 (1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円)	同同同	左左	
控除	障害者寡婦(寡夫)勤労学生	支払金額が5,000円以下 支払金額の 5,000円超 15,000円比 支払金額の 15,000円起 10,000円 ①・②共にある場合 上記の合き 26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障 26万円(母子家庭 30万円)	全額 (1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円)	同同同	左	
	障害者寡婦(寡夫)勤労学生	支払金額が5,000円以下 支払金額が5,000円超 15,000円比 支払金額が15,000円起 10,000円 10,0	2 全額 3 1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円) 害者加算 23万円)	同同同	左左	
	障害者寡婦(寡夫)勤労学生	支払金額が5,000円以下 支払金額が5,000円超 15,000円起 15,000円比 支払金額が15,000円起 10,000円 10,000円 (①・②共にある場合 上記の合語 26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障 26万円(母子家庭 30万円)	2全額 (1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円) 害者加算 23万円)	同同同	左左	
	障害者 寡婦(寡夫) 勤労学生 配偶者	支払金額が5,000円以下 支払金額が5,000円超 15,000円起 10,000円	2全額 (1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円) 害者加算 23万円)	同同同	左 左 左	
	障 害 者 寡婦(寡夫) 勤 労 学 生 配 偶 者 扶 養	支払金額が5,000円以下 支払金額が5,000円以下 支払金額が5,000円総 15,000円比 支払金額が15,000円総 10,000円 (①・②共にある場合 上記の合語 26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障 26万円(母子家庭 30万円) (同居特別障 33万円 (老 人 38万円) (16歳未満の者を除く) (特定扶養 45万円) (19歳以上23歳未(老 人 38万円) (70歳以上の者(同居老親等 45万円) (n	2全額 (1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円) 害者加算 23万円)	同同同	左 左 左	
	障 害 者 寡婦(寡夫) 勤 労 学 生 配 偶 者 扶 養	支払金額が5,000円以下 支払金額が	全額 (1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円) 害者加算 23万円) 満の者)	同同同	左 左 左	
	障 害 者 寡婦(寡夫) 勤 労 学 生 配 偶 者 扶 養	支払金額が5,000円以下 支払金額が5,000円以下 支払金額が5,000円総 15,000円比 支払金額が15,000円総 10,000円 (①・②共にある場合 上記の合語 26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障 26万円(母子家庭 30万円) (同居特別障 33万円 (老 人 38万円) (16歳未満の者を除く) (特定扶養 45万円) (19歳以上23歳未(老 人 38万円) (70歳以上の者(同居老親等 45万円) (n	全額 (1/2+2,500円 (限度額) 計額(限度額25,000円) 害者加算 23万円) 満の者)	同同同同同同同同	左 左 左	

^(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円を超え76万円未満の者

項目	平成 26 年度 ~ 28 年度	平 成 29 年 度
項 目 給与所得控除	平成 26 年度 ~ 28 年度 (1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 15,000,000円以下 収入金額×5%+1,700,000円 (7) 15,000,000円超 2,450,000円 ・65歳以上の者 (1) 330万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	平成 29 年度 (1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 12,000,000円以下 収入金額× 5%+1,700,000円 (7) 12,000,000円超 2,300,000円
年金所得控除	・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	同左
雑損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)	同左
社会保険料	支払った金額	同左
生命保険料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 15,000円以下の場合 支払金額全額 15,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下 支払金額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額(限度額7万円)	②新契約に基づく保険料の支払金額が 12,000円以下の場合 支払金額全額 12,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
	①地震保険料の場合	
地震保険料	支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 支払金額が5,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)	同左
	支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額)	同左
空	支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 支払金額が5,000円以下 5,000円超 15,000円以下 15,000円超 10,000円(限度額) 支払金額×1/2+2,500円 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)	
空障害者	支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 支払金額が5,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) 26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)	同左
空 障 害 者 寡婦(寡夫)	支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 支払金額が5,000円以下 5,000円超 15,000円以下 15,000円超 10,000円(限度額) 支払金額×1/2+2,500円 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) 上記の合計額(限度額25,000円) 26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)	同 左
空 審 者	支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの 支払金額が5,000円以下 5,000円超 15,000円以下 15,000円超 10,000円(限度額) 支払金額×1/2+2,500円 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) 26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円) 26万円(母子家庭 30万円)	同 左 同 左 同 左
空	支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの 支払金額が5,000円以下 5,000円超 15,000円以下 15,000円超 10,000円(限度額) 支払金額×1/2+2,500円 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円) 26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円) 26万円(母子家庭 30万円) 26万円 33万円 (老 人 38万円) 33万円 (16歳未満の者を除く) (特定扶養 45万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 38万円)(70歳以上の者)	同 左 同 左 同 左 同 左

^(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円を超え76万円未満の者

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項目	平 成 30 年 度	令 和 元 ~ 2 年 度
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 2,200,000円	同左
年金所得控除	・65歳以上の者 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 収入金額×5%+155万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	同左
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左
医療費	①(医療費の額ー補てん額)ー{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円) ②(特定一般用医薬品等購入費ー補てん額)ー12,000円 (限度額88,000円) 上記 ①、②のいずれか	同左
所 社会保険料	支払った金額	同左
生命保険料	15,000円以下の場合 支払金額全額 12,000円以下 15,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+7,500円 12,000円超 3 40,000円超 70,000円以下 支払金額×1/4+17,500円 32,000円超 56,000円超 35,000円	びく保険料の支払金額が の場合 支払金額全額 32,000円以下 支払金額×1/2+6,000円 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円 28,000円 金・介護医療それぞれに適用)
地震保険料控	①地震保険料の場合 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②旧長期契約の場合 ※平成18年末までに締結した、保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以一 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)	同左
障害者		同左
寡婦(寡夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同左
勤労学生	26万円	同左
除配偶者	33万円 (老 人 38万円)	納税者の合計所得金額が 900万円以下 33万円 (老人 38万円) " 900万円超950万円以下 22万円 (老人 26万円) " 950万円超1,000万円以下 11万円 (老人 13万円) " 1,000万円超 控除なし
	33万円 (16歳未満の者を除く)	同左
扶 養	(特定扶養 45万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 38万円)(70歳以上の者) (同居老親等 45万円)(")	
扶 養配 偶 者除	(老 人 38万円) (70歳以上の者)	納税者の合計所得金額が 900万円以下 最高33万円

-	121	-
---	-----	---

(参考)所得税の所得控除一覧

項目	平 成 5 年 分	平成6年分	平成 7~9 年分
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左	同左
医療費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左	同左
社会保険料	支払った金額	同左	同左
生命保険料	支払金額が支払金額全額25,000円以下の場合支払金額×1/2+12,500円25,000円超 50,000円以下支払金額×1/2+12,500円50,000円超 100,000円以下支払金額×1/4+25,000円100,000円超50,000円(個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同左	同左
損害保険料	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同左	同 左
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の25%) とのいずれか少ないほうの金額}-1万円	同左	同左
障害者	27万円(特別障害者 35万円)	同左	同左
老年者	50万円	同左	同左
寡婦(寡夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同左	同左
勤労学生	27万円	同左	同左
配偶者	35万円 (老 人 45万円) (同居特別障害者 65万円)	同左	38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 68万円)
扶養	35万円(特定扶養 45万円) (老 人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	35万円(特定扶養 50万円) (老 人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	(老 人 48万円) (同居老親等 58万円)
配 偶 者特別控除	最高 35万円	同左	最高 38万円
基 礎	35万円	同左	38万円

平 成 10 年 分	平成 11 年分	平成 12~15 年分	平 成 16 年 分
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同 左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同 左
同左	同左	同左	同左
27万円(特別障害者40万円)	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同左	同左	同左
38万円(特定扶養 58万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)			同左
同左	同 左	同左	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶 者に該当しない者で合計所得金額 が76万円未満の者)
同左	同左	同左	同左

(参考)所得税の所得控除一覧(続)

項目	平 成 17 年 分	平 成 18 年 分
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左
医 療 費	(医療費の額ー補てん額) - {(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同 左
社会保険料	支払った金額	同左
生命保険料	支払金額が支払金額全額25,000円以下の場合支払金額×1/2+12,500円25,000円超50,000円以下支払金額×1/2+12,500円50,000円超50,000円(個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同 左
損害保険料(地震保険料)	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同左
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}-1万円	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}-5,000円
障害者	27万円(特別障害者 40万円)	同左
寡婦(寡夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同左
勤労学生	27万円	同左
配偶者	38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
扶養	38万円(特定扶養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
配 偶 者特別控除	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象 配偶者に該当しない者で合計所得金額が76万円未満の者)	同左
基 礎	38万円	同左

平 成 19~22 年 分	平 成 23 年 分
同左	同左
平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日 までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額全額 支払金額が50,000円超 5万円 ②長期損害保険料の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 ①、②共にある場合 上記の合計額 (限度額 50,000円)	同左
((支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)	((支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)
とのいずれか少ないほうの金額}-5,000円	とのいずれか少ないほうの金額) -2,000円
同左	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)
同左	同左
同左	同左
同左	38万円 (老 人 48万円)
同左	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)(")
同左	同左
同左	同左

(参考)所得税の所得控除一覧(続)

	付仇の別付江原 見(板)	
項目	平成 24 ~ 28 年分	平 成 29 年 分
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左
医 療 費	(医療費の額-補てん額)- {(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	① (医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)② (特定一般用医薬品等購入費-補てん額)-12,000円(限度額 88,000円) 上記①、②のいずれか
社会保険料	支払った金額	同左
生命保険料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (一般・個人年金それぞれに適用)	②新契約に基づく保険料の支払金額が 20,000円以下の場合 支払金額全額 20,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+10,000円 40,000円超 80,000円以下 支払金額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
地震保険料	①②共にある場合 上記の合計額 (限度額12万円) ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額全額 支払金額が50,000円超 50,000円 ②旧長期契約の場合 ※ 平成18年末までに締結した保険期間が10年以上で 満期返戻金があるもの 支払金額が10,000円以下 支払金額を額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 ①、②共にある場合 上記の合計額 (限度額 50,000円)	同左
寄 附 金	(成及額 50,000円) ((支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%) とのいずれか少ないほうの金額 - 2,000円	同左
障害者	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)	同左
寡婦(寡夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同左
勤労学生	27万円	同左
配偶者	38万円 (老 人 48万円)	同左
扶養	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)(")	同左
配 偶 者特 別 控 除	最高 38万円 (他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控 除対象 配偶者に該当しない者で合計所得金 額が76万円未満の者)	同左
基 礎	38万円	同左

平成30~令和元年分	令和2年分
同左	同左
同 左	同左
同 左	ひとり親 35万円 **** 07万円
	募婦 27万円 同 左
" 900万円超950万円以下 26万円(老人 48万円) 老人 32万円) 尼人 16万円)
同左	同左
納税者の合計所得金額が 900万円以下 最高38万円	納税者の合計所得金額が 900万円以下 最高38万円
" 900万円超950万円以下 最高26万円	" 900万円超950万円以下 最高26万円
950万円超1,000万円以下 最高13万円	950万円超1,000万円以下 最高13万円
" 1,000万円超 控除なし	" 1,000万円超 控除なし
※他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当し	※他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で
配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の者	配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の者
同左	2,400万円以下 48万円 2,400万円超2,450万円以下 32万円 2,450万円超2,500万円以下 16万円 2,500万円超 控除なし

3. 過去5ヵ年における主な税制改正等による増減収額

(単位:百万円)

日本の 日本										(単位:百万円)
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	-			4	F度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令 和 元 年 度
見底し 131				_				O /A L == /B (± #A =	O /A L == /B (±15A =	
131	個	人	Щ	氏	柷					
A 1								見直し	見直し	
日本の								131		見直し
対象									167	△ 41
対象									○県費負担教職員	○県費負担教職員
法 人 市 氏 協 (つ地方法人限の翻記) ○地方法人限の翻記 (つ地方法人限の翻記) ○地方法人限の翻記 (つ地方法人限の翻記) ○地方法人限の翻記 (つ地方法人限の翻記) ○地方法人限の翻記 (の事) ○田子級出に係る特別 (の田子級出に係る特別) ○田子級出に係る特別 (の田子級出に係る特別) の田子級出に係る特別 (の中の別とげ) の田子級出に係る特別 (の中の別上げ) の田子級出に係る特別 (の中の別上) の田子級出に係る特別 (の中の別上) の日子級出に係る特別 (の中の別上) の日子級出版をの別 (の中の別上) の日子級出版をの別 (の中の別上) の日子級出版をの別 (の中の別上) の日子級出版をの別 (の中の別上) の日子級出版をの別 (の申の別上) の日子級出版をの別 (の申の別上) の日子級出版をの別 (の申の別上) の日子級出版をの別 (の申の別上) の日子級出版をの別 (の申の別上) の日子級出版をの別 (の申別をの別 (
1									21,430	3,100
1	N.L.				T)/			O B 4% = 31 - 71 - 14 5		
A 3.287	法	人	Щ	氏	柷	○地方法人柷の創設	○地方法人柷の創設			
図 定 資 産 税										
 軽 日 動 車 税						$\triangle 3,257$	$\triangle 3,508$	△ 328		
 軽 日 動 車 税										
# 様 機 総 料	固	定	資	産	税					
# 様 機 総 料	1									
# 様 機 総 料	軽	自	動	車	税		○二輪車等の			
1	1									
市 た ば こ 代	1									
事業所限 機率の段階的廃止42 機率の段階的廃止37 の税率の引上げ344 事業所限 人の市税 人の下の利益	±	+-	ルギ	-	书兄			○旧言郷日戸校で駐局	○旧言処日戸屋で駐局	
************************************	Щ	/C	17	J	忱					
● 東京 所 税	1									
事業所税 (人) (人) <t< th=""><th>1</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>42</th><th>39</th><th></th><th></th></t<>	1						42	39		
事業所税 部 市 計 画 税 で の 他の 市 税									○税率の引上げ	
番 市 計 画 税									344	
番 市 計 画 税										
番 市 計 画 税	事	業	<u>.</u>	所	税					
そのの他の市税 人3,257 人3,184 人158 28,038 3,712 (新 元 税 合計 税	1	//	,							
そのの他の市税 人3,257 人3,184 人158 28,038 3,712 (新 元 税 合計 税	都	市	計	画	粒					
の 市 税 合 計 A 3,257 △ 3,184 △ 158 28,038 3,712 自 動 車 重 量 税 ○エコカー減税の見直し 84 ○該与基準の見直し 64 ○該与基準の見直し 64 ○ 果費負担教職員 84 ● 財産の見直し 267 ● 対産基準の見直し 267 ● 対産基準の見立 267 ● 対産基準の見立 267 ● 対産基準の見立 267	пh	111	μΙ	ΙΞΊ	-1/6					
の 市 税 合 計 A 3,257 △ 3,184 △ 158 28,038 3,712 自 動 車 重 量 税 ○エコカー減税の見直し 84 ○該与基準の見直し 64 ○該与基準の見直し 64 ○ 果費負担教職員 84 ● 財産の見直し 267 ● 対産基準の見直し 267 ● 対産基準の見立 267 ● 対産基準の見立 267 ● 対産基準の見立 267	フ		Œ		14					
 市 税 合 計 △ 3,257 △ 3,184 △ 158 ② 28,038 ③ 3,712 自 動 車 重 量 ○ エコカー減税の 見直し 84 航 空 機 燃 料 税 ○ 譲与基準の見直し ○ 譲与基準の見直し ○ 159 分 離 課 税 割度の見直し ○ 165 ○ 159 県 民 税 割度の見直し ② 19,436 ○ 186 ○ 1										
自譲 事 車 重 最	0)		Ш		柷					
自譲 事 車 重 最	市	税	į.	合	計	△ 3,257	△ 3,184	△ 158	28,038	3,712
最新 車 重 量 税	L						•			
最新 車 重 量 税	_									
護 与 税 ^見 ^見 ^見	白	動	亩	重	昰					
新 空 機 燃 料 税		35/1		垂		見直し				
航 空 機 然 料 税			•			84				
譲 与 税 △ 165 △ 159 ● 県費負担教職員 制度の見直し 267 所 得 割 一次 ○ 県費負担教職員 制度の見直し 267 ● 県費負担教職員 制度の見直し 制度の見直し 29,436 ○ 県費負担教職員 制度の見直し 29,436 ○ 清算基準の見直し 3,841 施 方 資 会 ○ 税率の引上げ ○ 清算基準の見直し ○ 清算基準の見直し ○ 清算基準の見直し ○ 7.512 ○ 税率の引上げ ○ 7.512 ○		p+	TVIV	(I+L)	JIM.	○譲与基準の見直し	○譲与基準の見直し			
☆ 165	航鈴	尘		燃	朴					
分離課税所得割 ○県費負担教職員制度の見直し267 県民税所得割 ○県費負担教職員制度の見直し29,436 制度の見直し388 協時交付金 ○税率の引上げ ○清算基準の見直し 29,436 ○清算基準の見直し ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	팭		. j.		化	∧ 165	∧ 159			
所 得 割 交付 金 制度の見直し 267 県 民 税 割 割	分	離	É i	課	税	_ 100	_ = ===	○県費負扣教職員		
交付金 267 県民税 ○県費負担教職員制度の見直し知度の見直し記事務の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情算基準の見直しの情報を表する。 地方消費税 9,023 公務率の引上げの根率の引上がの場所を表する。 ウを付金 人58 その他の譲与税 人58 その他の譲与税 人58 その他の譲与税 人58 その他の 日動車税環境性能割の導入を支付金 ・交付金 29,315 3,481 1,108		пар		~1×						
県民税 割 ○県費負担教職員制度の見直し 制度の見直し 1 <th></th>										
所 得 割 底 時 交 付 金 制度の見直し 29,436 制度の見直し 29,436 制度の見直し 3,841										
臨 時 交 付 金 29,436 3,841 29,436 3,841 29,436 3,841 29,436 3,841 29,436 3,841 29,436 3,841 29,436 2388 公 360 512 20,436 2388 公 360 2512 20,436 248 248 248 248 248 248 248 248 248 248										
一										
地 方 消 費 税	臨	時	交	付	金				,	
交付金 ①税率の引上げ 自動車 ○エコカー減税の 取得税 見直し 交付金 △58 その他の譲与税 ()自動車税環境性能割の導入性能割の導入を付金 ・交付金 257 税外収入計 8,884 △159 29,315 3,481 1,108	1					○税率の引上げ		○清算基準の見直し	○清算基準の見直し	○清算基準の見直し
交付金 〇税率の引上げ 自動車 ○エコカー減税の 取得税 見直し 交付金 △58 その他の譲与税 ○自動車税環境性能割の導入・交付金 ・交付金 257 税外収入計 8,884 △159 29,315 3,481 1,108	地	方	消	費	税	9,023		△ 388	△ 360	512
1	交		付							○税率の引上げ
自 動 車 ○エコカー減税の 取 得 税 見直し 交 付 金 △ 58 そ の 他 の 譲 与 税 ・ 交 付 金 ○ ○自動車税環境 性能割の導入 ・ 交 付 金 ○ ○ 257 税 外 収 入 合 ・ 外 収 入	1									339
取 得 税 見直し	自		動		重	○エコカー減税の				300
交付金 △58 その他の譲り分 ○自動車税環境性能割の導入・交付金 ・交付金 257 税 外収入計合 8,884 △159 29,315 3,481 1,108										
その他の譲り分析 りのでは、クロール 0自動車税環境性能割の導入 ・交付金 257 税外収入計分析 8,884 △159 29,315 3,481 1,108	团									
譲 与 税 ・ 交 付 金 性能割の導入 257 税 外 収 計 8,884 △ 159 29,315 3,481 1,108						△ 36				○白動車沿煙座
· 交付金 257 税外収入計 8,884 △159 29,315 3,481 1,108	交	<i>T</i>		ш	V)					
税 外 収 入 合 計 8,884 △ 159 29,315 3,481 1,108	<u>交</u>	の) 1	怛	4 14					
合 計 0,004 △ 159 29,515 3,461 1,100	<u>交</u>) 与							
	交 そ 譲・	交) 与 亻	寸	金					性能制の導入 257
	<u>交</u> そ譲・	交) 与 亻	寸	金 入	8.884	△ 159	29,315	3,481	257

⁽注)端数の関係で、総数と内訳の合計とは一致しない場合がある。